

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が母子保健法に基づき実施する各種母子保健事業の実施対象者
その必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (母子保健関係情報)
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 母子保健関係情報: 母子保健事業の実施状況の管理及び勧奨を適切に行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (札幌市まちづくり政策局地域振興部戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・母子保健関係情報: 随時(各種母子保健事業実施時点)	
④入手に係る妥当性	・母子保健事業の実施状況の管理を適正に行うために、各種母子保健事業の実施に係る情報収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一の49の項に該当しており、番号法及び母子保健関係法令により明示されている。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な母子保健事業を実施するため。	
	変更の妥当性 -	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所健康企画課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑧使用方法 ※	情報の突合 ※	各種母子保健事業実施機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	-
⑨使用開始日	令和2年4月1日	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><札幌市における措置> 1 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに措置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 465 466 609"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="466 465 1527 609"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 609 466 1070"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="466 609 1527 1070"> <p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体から操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考